

令和7年度若年技能者人材育成支援等事業 実施計画

○事業の実施に係る具体的内容

1 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓	ものづくりマイスターについては派遣ニーズが多い職種を中心に、1級技能検定受検者の多い企業等を随時積極的に訪問し、開拓する。 また、令和7年度より新たに対象となる対象者の掘り起こしをはじめ、認定者がいない、少ない職種の企業への訪問・情報収集をおこなうことで、様々な要望に対応できるようにする。 さらに、過去3年間に活動実績のないものづくりマイスターには活動の意思を確認し、活動意思がない又は活動継続が困難であるときには登録解除の手続きを行う。 【目標】 ものづくりマイスター新規認定数：5名
(2) ものづくりマイスターへの説明	認定を受けたものづくりマイスターには「指導力」の担保として、指導技法等講習の受講が必須であることを周知する。
(3) 申請書類等の取りまとめ	認定候補者から認定書類が提出された際には、認定機関（中央技能振興センター）へ認定取次等の業務を行う。
(4) ものづくりマイスターに対する研修	ものづくりマイスター新規認定者を中心に、年2回程度を目安に指導技法等講習を実施し、制度の趣旨、実技指導やものづくりの魅力発信等の重要性を説明する。 研修内容についてはセンターが準備する指導技法等講習のテキストを基に、実技指導の進め方や、個人情報保護、セクハラ・パワハラ防止といった一般事項、実績報告書の書き方などの講習を実施し、高い指導力を持って実技指導に臨めるよう支援する。

	指導技法等講習及び講師養成研修に参加する者に対しては、当協会の旅費規程に基づき、交通費を支給する。 センター主催「事例発表・意見交換会」の案内が届いた場合には、該当職種のマイスターに対し、参加の勧奨を行う。
2 ものづくりマイスターの活用に係る業務について	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	過去の技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る指導者の紹介・訓練施設のコーディネート等の援助を行う。 このため、各学校や中小企業、ものづくりマイスターと事業実施に向けた連絡調整業務や、必要と思われるものづくりマイスターの掘り起こしを行う。
(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施 ① 中小企業 ② 業界団体	①・②ものづくりマイスターの派遣による、中小企業及び業界団体への実技指導 実技指導を行う上では、中小企業・業界団体の人材育成・訓練計画等に対し、必要に応じて相談・援助を行うとともに、当該企業等の若年技能者に対して、最適なものづくりマイスターを選定し、ニーズに応じた実技指導を行う。(効果的な派遣に向けての事前打ち合わせを含む。) 訓練・指導に必要な汎用機器等の設備は、依頼元で確保することを原則とするが、訓練施設が確保できない場合は当方が公共職業能力開発施設等で実施できるようコーディネートし、多数の若年技能者が受講できるようにするなど円滑な運営を図る。 【目標】 1. 事例数：4回 2. 期 間：3～4日間程度（1日当たり3時間） 3. 受講者数：1回につき3名程度

③ 工業高校等学校	4. 延べ日数（人日）【ものづくりマイスターの活動数】 4回×3～4日×3名程度＝約40人日 ③ものづくりマイスターの派遣による工業高校等学校及び専修学校・各種学校への実技指導 ものづくりマイスターを、工業高校をはじめとする各種学校に派遣し、各学校のニーズに応じた実技指導を行うことにより、技能五輪や技能検定への動機付けに繋げるとともに、「ものづくり」の意義と産業界での技能者の重要性やその「人材」としての就労意識の高揚を図る。（効果的な派遣に向けての事前打ち合わせを含む。） 【目標】 1. 事例数：20回 2. 期 間：3日間程度（1日当たり3時間） 3. 受講者数：1回につき20名程度 4. 延べ日数（人日）【ものづくりマイスターの活動数】 20回×3日間程度×20名程度＝約1,200人日
（3）若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施	ア 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ・地域若者サポートステーションから要請があった場合は、実施に向けての検討を行い、支援対象者に、ものづくりマイスターの派遣によるものづくり体験等を行う。（効果的な派遣に向けての事前打ち合わせを含む。） 【目標】 1. 事例数：2回 2. 期 間：1日間（1日あたり2時間） 3. 受講者数：1回につき5名程度 4. 延べ日数（人日）【ものづくりマイスターの活動数】 2回×1日間×5名程度＝10人日

イ 小中学校等の児童・生徒 に対する「ものづくりの魅 力」発信	イ 小中高校等学校の授業等へ児童・生徒を対象として「も のづくりの魅力」講座等の開催 地域の教育機関関係者からの要請に基づき、学校の授業等 にものづくりマイスターを派遣し、「ものづくりの魅力」を 発信する内容の講座・実演・体験教室を開催する。（効果的 な派遣に向けての事前打ち合わせを含む。） 【目標】 1. 事例数：40回 2. 期 間：1日間（1日あたり2時間） 3. 受講者数：1回につき30名程度 4. 延べ日数（人日）【ものづくりマイスターの活動数】 40回×1日間×30名程度＝約1,200人日
ウ 公民館・集会所等の公共 施設又はショッピングモ－ ル等民間施設のイベントエ リア等（以下「公共施設 等」という。）における 「ものづくりの魅力」発信	ウ 公民館・集会所、学校体育館等の公共施設やショッピン グモ－ル等民間施設のイベントエリア等への派遣 イベントエリア等にもものづくりマイスターを派遣すること により、技能の重要性や必要性への県民の理解を深め、技能 尊重気運の醸成を図る。 【目標】 1. 事例数：15回 2. 期 間：令和7年4月～令和8年2月 3. 受講者数：1職種につき30名程度 4. 予定事例職種：印章彫刻、広告美術仕上げ、左官、表 装、造園、畳製作、帆布製品製造、建築板金、紳士服製造、 和裁、タイル張り、菓子製造、建築大工、電気機器組立て等 5. 【ものづくりマイスターの活動数】 15事例×30名＝450人日

(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	熟練技能者等による派遣指導にも一定の希望があることから、積極的にPRを行い、派遣指導や「ものづくりの魅力」発信事業を実施する。
3 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	技能五輪全国大会実施職種を踏まえ、業界団体を通じて23歳未満かつ技能検定2級合格者又は受検予定者に大会への参加を働きかける。 大会参加が見込める職種について、業界団体等への広報を行い、予選会参加の意向があった場合は、令和7年4月を目途に予選会を、技能振興コーナー独自に実施する。(実施予定職種：美容3名) 予選会を開催する場合には、参加者に対して、当県の2級技能検定実技試験受検手数料と同額である18,200円を参加料として徴収する。 技能五輪全国大会の選手及び指導者、若年者ものづくり競技大会の選手及び指導者については、旅費・道具の運搬費などの支援を実施する。
(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	令和7年度の卓越した技能者の被表彰者に対し、取材を行い、技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行う。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応	「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴い、以前認定を受けた事業者から、内容についての相談を受けた際は、センターに取り次ぐ。

4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
(1) 連携会議の設置	地方公共団体、労働局、経済団体等をメンバーとする連携会議を設置する。
(2) 連携会議の開催回数	連携会議は年2回以上実施する。1回目は年度当初、2回目は年度中に実施する。
(3) 都道府県労働局との連携	5月中を目処に労働局職業安定部を訪問し、担当者と連携をはかり、大学や専門学校等の教育機関及び中小企業のニーズ把握に努め、新規派遣先の開拓や効果的な派遣に繋がる情報収集をおこなう。

○目標

1 成果目標	
(1) ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度	90%以上
(2) ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講生の割合	90%以上
(3) ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度(%)	90%以上
(4) ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合(%)	90%以上
2 活動目標	
ものづくりマイスターの新規認定数	5名以上
ものづくりマイスターの活動数	2,900人以上